

第 2 4 期 第 2 7 回 農 業 委 員 会 総 会 審 議 結 果

開 催 日 時	令和 4 年 1 1 月 2 8 日 (月曜日) 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 1 5 分				
開 催 場 所	苫小牧市役所第二庁舎 2 階北会議室				
出席 農 業 委 員	及 川 末 男	五十嵐 堅 司	中 岡 亮 太	丹 羽 秀 則	計 6 名
	山 内 幸 子	今 泉 宏 治			
欠 席 委 員	野 村 真 理 子				

審 議 事 項

報 告 第 1 号 現 況 証 明 願 い の 専 決 処 分 に つ い て

所在・地番	登記地目	農地台帳地目	面積	申 請 者 (所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
苫小牧市 字錦岡 571 番 12 571 番 22 571 番 23 571 番 34	原野 原野 原野 原野	登録なし 登録なし 登録なし 登録なし	4,958 m ² 4,958 m ² 1,984 m ² 193 m ²	■■■■市■■■■ ■■番地の■■■ ■■■■(有) 代表取締役 ■■ ■ (株)■■■ (■■ ■■■)	砂利採取申請の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 中岡 亮太 野村 真理子 推進委員 堀 勝 山本 まり子
苫小牧市 ときわ町 5 丁目 8 番 21	牧場	登録なし	290 m ²	■■■■市■■町 ■■丁目■■番■■号 土地家屋調査士 ■■ ■■ (■■■ ■■■■)	地目変更登記の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 野村 真理子 推進委員 羽原 吉一 堀 勝
苫小牧市 字勇払 148 番 86 149 番 32 149 番 76	原野 原野 原野	登録なし 登録なし 登録なし	221,513 m ² 122,655 m ² 611,088 m ²	■■■郡■■■■町 ■■■丁目■■番地 (株)■■■ 代表取締役 ■■ ■■ (■■■■■株)	砂利採取申請の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 丹羽 秀則 今泉 宏治 推進委員 寒河江 一富

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農地等の利用状況報告について

農地法第6条の2第1項の規定による報告

農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定する者の氏名等	氏名	(有) ■■■・■■■・■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■■
	住所	■■■■市■■■■ ■■■番地
報告に係る土地の所在等	所在・地番・地目・面積	字植苗 119 番の内 畑 16,164 m ² その他 78,267 m ²
	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	アロニア 5,000 m ² 放牧地 11,164 m ²
	生産量	アロニア 200kg
	反収	アロニア 40kg
権利の設定を受けた農地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響	なし	
地域の農業における他の農業者との役割分担の状況	なし	
業務執行役員又は重要な使用人の状況 (個人の場合は記入不要)	■■■■ (牧場長) 年間従事日数 300日	

※農地法第6条の2第1項の確認書は別紙1

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 令和4年農地パトロール (利用状況調査) 結果について

◎ 地区担当委員個別調査結果 (令和4年8・9月)

	筆数	面積 (m ²)
調査対象地 (a)	634	13,570,074
市有地等 (b)	100	4,121,353
個別調査対象地 (a - b)	534	9,448,721
調査結果	優良農地	528 9,432,233
	全体調査対象地 (前年度の遊休農地、文書指導対象地を含む)	6 16,488

◎ 全体調査結果 (令和4年11月8日実施)

判定区分			筆数	面積 (m ²)
農地法第32条第1項第1号遊休農地	緑区分	A	2	4,756
	黄区分	B	—	
農地法第32条第1項第2号遊休農地		C	2	6,367
農地法第33条第1項に規定する農地		D	—	
再生利用が困難な農地		E	—	
優良農地 (維持管理の再開)			—	
文書指導 (苫小牧市独自の区分)			—	
前年度の遊休農地 (R4年10月28日 非農地判定)			2	5,365
合計			6	16,488

※ 第1号・第2号遊休農地については、利用意向調査を直ちに実施し、意向確認後の調査で今後の対応について協議されるが、今回は事前に所有者の意向を確認済みで、何れも今後の利用予定は無く貸借、売買も希望しない事が確認されている事から「非農地」と判定した。

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 第28回農業委員会総会の開催について
12月22日(木)午後2時からの開催予定
- (2) その他

農地法第6条の2第1項の規定による報告 確認書
(農地等の利用状況報告)

借人：(有) ■■■・■■■・■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■■		貸人：■■■ ■■■	作成者： ■■■ ■■■	
法3条第3項関係		判断理由	取消しに該当	
第3項第1号 (解除条件)	・権利の取得後において、その農地を適正に利用していなと認められた場合に貸借の解除をする旨の条件付き契約。	事実はない。	しない	
第3項第2号 (地域調和)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	労働力が確保され、畜産業として農地を利用している。	しない	
第3項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員 of いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員 of いずれもが常時従事している。	しない	

参考

農地法第3条第2項第1号 (権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない